

ASAHI ネット LTE 特約 新旧対照表 2022年3月24日改正

改正後	備考	改正前
<p>第1条 総則 5.用語の定義</p> <p>(9) 「回線交換サービス」とは、回線交換方式による音声通話およびSMSをいいます。</p> <p>(10) 「危険SMS」とは、実在する宅配便事業者、金融機関またはインターネット通販事業者等を装い、口座情報やアカウント情報等の窃取または金銭の搾取等の不正行為の実施を目的として、不正なアプリのインストール、web サイトへのアクセスまたは電話を行うように誘導するURLまたは電話番号等が含まれるメッセージをいいます。</p>	<p>(変更)</p> <p>(追加)</p>	<p>第1条 総則 5.用語の定義</p> <p>(9) 「回線交換サービス」とは、回線交換方式による音声通話およびショートメッセージサービスをいいます。</p>
<p>第3条 契約</p> <p><u>2. 18歳未満の方は、本サービスを契約することができません。</u></p> <p><u>3. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの申込みを保留し、もしくは承諾せず、または提供するインターネットサービスの範囲を制限する場合があります。</u> (中略)</p> <p><u>(10) 申込者が18歳未満の場合</u></p> <p><u>(11) その他、当社が本サービスの利用者として適当でないと判断した場合</u></p>	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>第3条 契約</p> <p>2.当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの申込みを保留し、もしくは承諾せず、または提供するインターネットサービスの範囲を制限する場合があります。</p> <p>(中略)</p> <p>(10)その他、当社が本サービスの利用者として適当でないと判断した場合</p>

改正後	備考	改正前
<p><u>第8条 危険SMS拒否設定</u></p> <p><u>1. 当社は、本サービスでSMSを利用する会員へ危険SMSと判定されたメッセージの受信を自動的に拒否する「危険SMS拒否設定」を提供できます。</u></p> <p><u>2. 会員は「危険SMS拒否設定」を随時、無効または有効に変更することができます。</u></p> <p><u>3. 「危険SMS拒否設定」により受信が拒否されたメッセージを復元することはできません。</u></p> <p><u>4. 当社は、「危険SMS拒否設定」を提供する目的に限り、受信する前に全てのメッセージの情報（送信元情報および本文内容を含みます）を機械的および自動的に取得することにより、危険SMSを検知します。</u></p> <p><u>5. 当社は「危険SMS拒否設定」の提供において検知した危険SMSに関する情報を蓄積し、匿名化および統計的なデータに加工した上で、次に定める目的で利用することがあります。</u></p> <p><u>(1) 危険SMSの判定精度向上</u></p> <p><u>(2) 危険SMS送信者およびメッセージの中継事業者への是正要求</u></p> <p><u>(3) 利用者の危険SMSに係る不正サイトへのアクセス防止</u></p> <p><u>(4) 携帯電話事業者間での危険SMSに関する対策の実施</u></p> <p><u>6. 当社は、前項に定める目的達成のため、匿名化および統計的なデータに加工した危険SMSに関する情報を第三者に開示することがあります。</u></p> <p><u>7. 当社は、危険SMS拒否設定における危険SMSの検知および受信拒否の完全性(危険SMSに該当しないメッセージを受信拒否しないことを含みます)を保証するものではなく、危険SMS拒否設定の利用に伴い発生する損害については、当社の故意または重大な過失による場合を除き、責任を負いません。</u></p>	<p>(追加)</p>	
<p><u>第9条 サービスの一時停止</u></p> <p>(略)</p>	<p>(変更) (以下、条番号繰り下げ)</p>	<p><u>第8条 サービスの一時停止</u></p> <p>(略)</p>

<p>第 12 条 解除および損害賠償</p> <p>1.当社は、会員が以下の各号のいずれかに該当する場合、当該会員に対し何ら通知催告等の手続なくして、本サービスの提供を停止し、または契約を解除することができるものとします。</p> <p>(中略)</p> <p>(7) 第 3 条第 3 項各号に定める事実が明らかになった場合</p> <p>2. 前条に基づく当社の解除権の行使の有無に関わらず、会員が債務を支払期日が過ぎてもなお弁済しない場合、会員は、債務のほか第 14 条第 4 項に定める延滞利息を、当社が指定した日までに指定する方法で一括して支払うものとします。</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>	<p>第 11 条 解除および損害賠償</p> <p>1.当社は、会員が以下の各号のいずれかに該当する場合、当該会員に対し何ら通知催告等の手続なくして、本サービスの提供を停止し、または契約を解除することができるものとします。</p> <p>(中略)</p> <p>(7) 第 3 条第 2 項各号に定める事実が明らかになった場合</p> <p>2. 前条に基づく当社の解除権の行使の有無に関わらず、会員が債務を支払期日が過ぎてもなお弁済しない場合、会員は、債務のほか第 13 条第 4 項に定める延滞利息を、当社が指定した日までに指定する方法で一括して支払うものとします。</p>
<p>第 16 条 会員情報の取り扱い</p> <p>1.当社は、本サービスの提供にかかわる業務を目的として、</p> <p>(中略)</p> <p>3.当社は、前二項の場合または当社の規約もしくは法令に基づく場合を除き、会員情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ること（オンライン画面上または書面上にそれらを明示し、会員が提供の拒否を選択できる機会を設けることを含みます）を行わない限り、第三者に会員の情報を開示または提供しないものとします。</p> <p>ただし、以下の各号に定める場合、当社の判断により必要な範囲内で個人情報を開示または提供することがあり、会員はこれを承諾するものとします。</p> <p>(1) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）に基づく開示請求があった場合</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>	<p>第 15 条 会員情報の取り扱い</p> <p>1.当社は、本サービスの提供にかかわる業務を目的として、</p> <p>(中略)</p> <p>3.当社は、前二項の場合または当社の規約もしくは法令に基づく場合を除き、会員情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ること（オンライン画面上または書面上にそれらを明示し、会員が提供の拒否を選択できる機会を設けることを含む）を行わない限り、第三者に会員の情報を開示または提供しないものとします。</p> <p>ただし、以下の各号に定める場合、当社の判断により必要な範囲内で個人情報を開示または提供することがあり、会員はこれを承諾するものとします。</p> <p>(1) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）の第 4 条（発信者情報の開示請求等）に基づく開示請求の要件を満たす請求があった場合</p>